

平成27年6月4日

株 主 各 位

岡山県倉敷市本町7番1号
(大阪本社 大阪市中央区久太郎町2丁目4番31号)
倉敷紡績株式会社
取締役社長 藤田晴哉

第207回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、下記のとおり第207回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日おさしつかえの節は、書面によって議決権を行使することができますので、まことにお手数ではございますが後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成27年6月25日(木曜日)午後6時までには到着するよう、おりかえしご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時

2. 場 所 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第207期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第207期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 第207期剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書にて議決権を行使される場合、議案に対し賛否の表示のないときは、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 当社グループの事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、公共投資および設備投資は堅調に推移したものの、個人消費や住宅投資は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動からの回復が遅れるなど、景気は回復基調ながら力強さを欠きました。

このような環境下にあって当社グループは、平成27年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「Future' 15」の達成に向け、その基本方針である「海外戦略の充実」のもと、引き続き成長分野・新規市場の開拓と深耕、生産・販売拠点の拡充と再構築、新商品・新技術の開発等に注力しました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は1,697億円（前年同期比2.7%増）、営業利益は27億7千万円（同8.6%減）、経常利益は38億1千万円（同14.8%増）、当期純利益は12億2千万円（同24.0%減）となりました。

なお、新規事業の開拓の一環として、昨年7月に木質バイオマス発電事業への進出を決定し、本年1月に「徳島バイオマス発電所」の建設に着手しました。また、研究・開発力の強化などを目指し、本年2月に「クラブウ先進技術センター」（大阪府寝屋川市）の建設に着手しました。

各事業別の概況につきましては、次のとおりであります。

(繊維事業)

原系分野は、国内外の連携によるグローバルな生産・販売により好調に推移しました。ユニフォーム分野は、公共投資の増加に伴い需要が回復基調にあり、繊維資材分野も、フィルター向け不織布などが順調でした。

一方、カジュアル分野は、円安による輸入コストの増加などからきびしい状況が続きました。

海外子会社におきましては、ブラジル経済の停滞に加え、東南アジアでも受注の低迷や人件費などのコストアップにより、全般的に低調に推移しました。

この結果、売上高は910億円（前年同期比1.8%増）、営業利益は8億5千万円（同33.8%減）となりました。

(化成品事業)

自動車内装材向け軟質ウレタンフォームは、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動から国内の自動車の生産・販売台数が減少したことなどにより業績が低迷しました。

機能フィルム分野は、北米自動車向けおよび文具向け製品などが堅調に推移しましたが、住宅建材分野は、新設住宅着工戸数の減少などにより低調でした。

この結果、売上高は477億円（前年同期比1.7%減）、営業損失は2億5千万円（前年同期は営業利益7千万円）となりました。

(不動産活用事業)

昨年5月から愛媛県松山市の社有地を大規模太陽光発電所（メガソーラー）用地として賃貸開始したことなどにより、売上高は63億円（前年同期比3.2%増）、営業利益は31億8千万円（同5.1%増）となりました。

(工作機械事業)

主力の横中ぐりフライス盤は、国内販売が好調に推移し、また、海外向けも韓国や台湾などアジア向けが順調でした。

この結果、売上高は68億円（前年同期比18.1%増）、営業利益は6億1千万円（同55.6%増）となりました。

(エレクトロニクス事業)

飲料容器の検査装置は低調に推移しましたが、基板検査装置や半導体洗浄関連装置は堅調でした。

この結果、売上高は49億円（前年同期比17.3%増）、営業利益は1億3千万円（同15.9%増）となりました。

(食品事業)

即席めん具材が堅調に推移し、スープ市場向け、製菓向けおよび健康食品向け製品も好調でした。

この結果、売上高は60億円（前年同期比17.6%増）、営業利益は5億6千万円（同44.7%増）となりました。

(その他の事業)

エンジニアリング事業は、全般的に低調に推移しました。

バイオメディカル事業は、遺伝子受託解析サービスが低調に推移しました。

この結果、その他の事業の売上高は66億円（前年同期比13.8%増）となりましたが、エンジニアリング事業における資材価格の高騰や人件費の増加などにより、営業損失は3億4千万円（前年同期は営業損失1億9千万円）となりました。

(2) 当社グループが対処すべき課題

今後のわが国の経済情勢につきましては、海外景気の動向に懸念材料があるものの、雇用・所得の改善や経済対策の効果などにより、景気は今後も緩やかながら回復していくものと思われれます。

このような経営環境のもと、当社グループは、持続的な成長の実現に向け、社会のニーズに合った商品・サービスの開発・提供、グローバル市場への販売拡大、新事業分野の開拓や新規事業の育成・拡大に注力してまいります。

また、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々に支持されるよう、コーポレートガバナンスの充実を図るとともに、法令遵守の徹底など、倫理ある事業活動の推進にも努め、グループとしての中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は総額35億円であり、生産設備の新設および増強を実施しました。

なお、主要なものは、繊維事業における高付加価値商品の生産のための投資、化成品事業での子会社における生産効率化等のための投資であります。

(4) 当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第 204 期 (平成24年) (3 月 期)	第 205 期 (平成25年) (3 月 期)	第 206 期 (平成26年) (3 月 期)	第 207 期 (平成27年) (3 月 期)
売 上 高 (百万円)	159,081	146,990	165,228	169,755
経 常 利 益 (百万円)	4,052	2,257	3,327	3,819
当 期 純 利 益 (百万円)	2,716	852	1,608	1,223
1株当たり当期純利益 (円)	11.79	3.70	6.97	5.30
総 資 産 (百万円)	175,340	180,705	184,929	196,273
純 資 産 (百万円)	82,414	88,405	89,562	96,247

(注) ① 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

②第205期は、繊維事業において受注が減少したことやタイ洪水被害などが影響し、化成品事業およびエレクトロニクス事業も低調に推移したことなどにより、売上高、経常利益ともに減少しました。

当期純利益も、特別損失に繊維事業の構造改善費用を計上したことなどにより減少しました。

③第206期は、売上高は、繊維事業の原系分野や海外子会社および化成品事業の自動車内装材向け軟質ウレタンフォームが増収となったことなどにより増加し、また、利益面でも、繊維事業やエレクトロニクス事業の業績が回復したことなどにより、経常利益、当期純利益ともに増加しました。

④当連結会計年度の損益の状況につきましては、前記(1)に記載のとおりとなりました。総資産は、売上債権や投資有価証券の増などにより増加し、純資産は、その他有価証券評価差額金の増などにより増加しました。

2. 当社グループの概況 (平成27年3月31日現在)

(1) 当社グループの主要な事業内容

事業区分		事業の内容
繊維事業		綿、合繊、羊毛その他素材の繊維製品（糸、織物、編物および二次製品）、不織布の製造・販売、補強ネットの製造・販売および綿、合繊織編物の染色整理加工
化成製品事業		ポリウレタンフォーム、合成木材、無機建材、機能性フィルム、精密ろ過関連製品および高性能エンブラ製品の製造・加工・販売
不動産活用事業		不動産の賃貸およびホテル、自動車教習所等の経営
工作機械事業		工作機械、産業機械等の製造・販売
エレクトロニクス事業		色彩管理、生産管理、CAD等に関する情報システム機器および検査・計測システムの製造・販売・保守
食品事業		真空凍結乾燥食品の製造・販売
その他の事業	エンジニアリング事業	環境・リサイクル関連の各種プラント、設備および機器の設計・製作・施工・販売
	その他	バイオ関連製品の製造・販売ほか

(注) なお、当連結会計年度から「その他の事業」に含めていた「食品事業」を区分表示することとしております。

(2) 当社グループの主要な事業所

①子会社

子会社の所在地は、後記(5)のとおりです。

②当社

区 分	名 称		所 在 地
営業所および研究所	大 阪 本 社		大 阪 市 中 央 区
	東 京 支 社		東 京 都 中 央 区
	香 港 営 業 所		中 国 香 港
	技 術 研 究 所		大 阪 府 寝 屋 川 市
工 場	織 維	丸 亀 工 場	香 川 県 丸 亀 市
		安 城 工 場	愛 知 県 安 城 市
		徳 島 工 場	徳 島 県 阿 南 市
	化 成 品	寝 屋 川 工 場	大 阪 府 寝 屋 川 市
		裾 野 工 場	静 岡 県 裾 野 市
		群 馬 工 場	群 馬 県 伊 勢 崎 市
		鴨 方 工 場	岡 山 県 浅 口 市
		三 重 工 場	三 重 県 津 市

(3) 当社グループの従業員の状況

従業員数(前連結会計年度末比増減) (人)
4,628 (△160)

(注) 従業員数は就業人員であり、上記のほか、臨時社員・パートタイマー1,150人がおります。

(4) 当社グループの主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,537
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,236
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,932

(5) 当社の重要な子会社の状況

区分	会社名	資本金	当社の議決権または出資比率	主要な事業内容	所在地
国内	倉敷機械(株)	954百万円	100%	工作機械・産業機械等の製造・販売	新潟県長岡市
	日本ジフィー食品(株)	440百万円	83.3	真空凍結乾燥食品の製造・販売	大阪府中央区
	倉敷繊維加工(株)	350百万円	100	不織布・ニット製品・補強ネット等の製造・販売	大阪府中央区
	㈱クラボウインターナショナル	350百万円	100	繊維製品の製造・加工・販売	大阪府中央区
	㈱倉敷アイビースクエア	250百万円	100	ホテル・レストラン・ゴルフ練習場・文化施設の経営	岡山県倉敷市
	大正紡績(株)	200百万円	100	綿・合繊糸の製造・販売、不動産の賃貸	大阪府阪南市
	東名化成(株)	200百万円	100	ポリウレタンフォームの製造・加工・販売	愛知県日進市
	シーダム(株)	120百万円	100	機能性フィルム等の製造・加工・販売	大阪府中央区

区分	会社名	資本金	当社の議決権比率または出資比率	主要な事業内容	所在地
海外	クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(株)	18,764千レアル	97.3%	綿糸・羊毛・その他繊維の糸の製造・販売	ブラジル国ポントグロッサ市
	タイ・クラブウ(株)	550,000千バーツ	49.3	綿・合繊の糸・織物の製造・販売	タイ国バンコック市
	サイアム・クラブウ(株)	300,000千バーツ	97(49.5)	綿糸の製造・販売	タイ国バンコック市
	(株)クラブウ・マヌンガル・テキスタイル	26,000千米ドル	51.7	綿・合繊の糸・織物の製造・販売	インドネシア国ジャカルタ市
	広州倉敷化工製品有限公司	7,000千米ドル	80	ポリウレタンフォームの製造・加工・販売	中国広東省広州経済技術開発区
	広州倉福塑料有限公司	1,825千米ドル	51(51)	ポリウレタンフォームの製造・加工・販売	中国広東省広州市

- (注) ①上記記載の重要な子会社14社を含め、当連結会計年度の連結子会社は25社、持分法適用会社は2社であります。
- ②「当社の議決権比率または出資比率」欄の()内は、間接所有割合で内書きであります。
- ③広州倉福塑料有限公司の出資比率につきましては、当社が51%出資している香港倉福塑料有限公司を通じて間接所有しているものであります。

3. 当社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 977,011千株
- (2) 発行済株式の総数 246,939千株
- (3) 株主数 20,926名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数(千株)	持 株 比 率(%)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	11,180	4.84
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	11,180	4.84
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	9,200	3.98
株 式 会 社 中 国 銀 行	7,265	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6,761	2.93
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	6,077	2.63
RBC ISB A/C DUB NON RESIDENT - TREATY RATE	6,000	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,357	1.88
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,120	1.78
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	4,000	1.73

(注) ①当社は、自己株式を16,280千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

②持株比率は自己株式を控除して計算しております。

4. 当社の取締役および監査役に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 当社の取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 取締役会長	井 上 晶 博	
代表取締役 取締役社長	藤 田 晴 哉	
代表取締役 専務執行役員	北 川 晴 夫	人事部、人材開発部、エレクトロニクス事業部、エンジニアリング部、バイオメディカル部、技術研究所担当
※ 取 締 役 員 取 執 行 役 員	北 島 篤	繊維事業部長 重要な兼職の状況 (株)アラムスインターナショナル 代表取締役・取締役社長
※ 取 締 役 員 取 執 行 役 員	馬 場 紀 生	化成品事業部長
※ 取 締 役 員 取 執 行 役 員	佐 野 高 司	繊維事業部 副事業部長 兼 技術部門長 兼 技術部長
※ 取 締 役 員 取 執 行 役 員	本 田 勝 英	総務部、不動産開発部担当 兼 総務部長 兼 倉紡記念館長
※ 取 締 役 員 取 執 行 役 員	稲 岡 進	企画室、経理部、システム部担当 兼 企画室長
常勤監査役	上 田 睦 治	
※ 常勤監査役	原 田 健	
監 査 役	津 田 和 明	
監 査 役	宮 二 朗	重要な兼職の状況 (株)大和 代表取締役・取締役社長

- (注) ①監査役 津田和明、宮 二郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
- ②常勤監査役 原田 健氏は、当社の経理部門、監査部門の役職を歴任しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ③※の各氏は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任しました。
- ④平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役 友瀧信一郎、伊藤規雄の両氏は辞任し、また常勤監査役 稲岡 進氏は任期満了により退任しました。

- ⑤当社では、執行役員制度を採用し、経営と執行の分離を行い、迅速な経営の意思決定を行う体制を構築しております。執行役員は16名で、上記記載の取締役を兼務する専務執行役員1名、執行役員5名のほかに、常務執行役員 藤原秀則、執行役員 福村圭司、岡田 治、八木克眞、西澤厚彦、藤井裕詞、中村 潔、相徳朗人、川野憲志、中川眞豪の10名で構成されております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役10名 189百万円

監査役5名 52百万円（うち社外監査役 2名 10百万円）

- (注) ①取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- ②上記の人数には、平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含めております。
- ③平成26年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって常勤監査役を退任し取締役に就任した稲岡 進氏については、取締役在任期間分は取締役に、監査役在任期間分は監査役に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めております。

(3) 社外役員等に関する事項

①重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先法人等	兼 職 の 内 容	関 係
社外監査役	津田和明	—	—	—
	宮 二 朗	(株)大和	代表取締役 取締役社長	—

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	津田和明	当事業年度における13回すべての取締役会に出席し、長年にわたり経営に携わった経験を生かし、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査しております。 また、常勤監査役と常に密接な情報交換を行い、当事業年度における10回すべての監査役会に出席し、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。
	宮 二 朗	当事業年度における13回すべての取締役会に出席し、長年にわたり経営に携わった経験を生かし、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、取締役の職務の執行を適正に監査しております。 また、常勤監査役と常に密接な情報交換を行い、当事業年度における10回すべての監査役会に出席し、社外監査役として客観的かつ独立した立場から適切な発言を行うなど、適正な監査に努めております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

④社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は社外取締役の役割を十分に認識し、当社グループの企業価値の向上のため、企業経営の経験や知識のある方に社外取締役に就任していただくべく候補者の選定について検討してまいりました。しかし、適任と思われる方が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日においては、社外取締役を置いておりません。しかしながら、当社は、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任の候補者を得ることができ、同候補者からは就任の内諾もいただいております。そのため、当社は、平成27年6月26日開催予定の第207回定時株主総会に社外取締役選任議案を提出する予定でありましたが、同年5月初旬、同候補者より、ご本人のやむを得ない事情により社外取締役候補者となることを辞退する旨の申出を急遽受けるに至りました。かかる申出から本定時株主総会招集ご通知の発送までの間において、同候補者に代わる適任者を選定することは時間的に極めて困難であったことから、当社は、本定時株主総会には社外取締役選任議案を提出しておりません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

57百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

70百万円

(注) ア. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

イ. 当社の重要な子会社のうち、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、タイ・クラボウ(株)、サイアム・クラボウ(株)、(株)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル、広州倉敷化工製品有限公司、広州倉福塑料有限公司は、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人から公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務報告にかかる内部統制に関する助言を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について会社法第340条第1項各号に該当すると監査役会が判断した場合、会計監査人を解任する方針です。

また、会計監査人の職務の執行が不相当であると判断した場合、監査役会の請求によりまたは監査役会の同意を得て、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案する方針です。

(注) 上記には当事業年度末日の方針を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」

(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されることに伴い、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の決定権限は監査役会が有することとなりますので、平成27年4月28日開催の監査役会において、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を決議しております。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（平成27年3月31日現在）

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制につきましては、取締役会により統括的な監督を行うとともに、次の体制を整備、運営します。また、監査役、会計監査人による監査を行います。

- ①経営理念として「私たちクラブウは、新しい価値の創造を通じて生活文化の向上に貢献します。」を制定
- ②行動基準を制定
- ③クラブウグループ倫理綱領を制定するとともに、クラブウCSR委員会を設置。また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクについては専門委員会を設置
- ④執行役員制度を採用
- ⑤監査室による内部監査の実施
- ⑥公益通報制度の運用
- ⑦反社会的勢力、団体に対しては、一切の関係を絶ち、毅然とした態度で対応するための体制の運営

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制につきましては、社内規則に基づき、適切な保存および管理を行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制につきましては、取締役会により統括的な管理を行うとともに、リスク管理・コンプライアンスに関する規程に基づきグループ会社を含めた管理を行います。

また、人権、安全衛生、環境、製品安全、情報セキュリティに関するリスクにつきましては専門委員会を設け、各規程に基づく適切な管理を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- ①執行役員制度の採用による、経営と執行の分離および経営の意思決定の迅速化
- ②毎月1回取締役会を開催し、経営に関する重要事項を審議、決定するとともに、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り、迅速な業務執行を実施
- ③事業部制の採用により執行役員に各事業部長を委嘱し、事業運営の権限を委譲

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制につきましては、次の体制を整備、運営します。

- ①クラボウグループ倫理綱領を制定
- ②クラボウCSR委員会、各種専門委員会組織へのグループ各社の参加
- ③グループ会社の管理に関する規程に基づく適切な管理、監督の実施

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制につきましては、監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制に関する基本規程を定め、監査役の監査への協力体制の整備に努めます。

(7) 監査役を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人に関する事項につきましては、監査役を補助すべき使用人に関する規程を制定し、監査役を補助すべき使用人の員数は2名以上、うち1名は管理職とします。

また、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項につきましては、同規程により、当該使用人の人事異動には監査役の同意を必要とするなど、取締役からの独立性を確保します。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制につきましては、監査役に対する報告に関する規程を制定し、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項として、次の事項を定めております。

①決算報告書類等に関する事項

②会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項

③取締役、執行役員および使用人の職務遂行に関する不正行為、法令・定款違反行為に関する重大な事項

④上記①から③に掲げられた以外のもので、監査役の監査に必要な事項

(注) 上記には当事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号) および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号) が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年4月28日開催の当社取締役会の決議により、内容を一部改定しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には当社株式等の大規模買付提案に応じるか否かは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、当社株式等の大規模買付提案のなかには、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあり得ます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社グループでは、当社グループがすべてのステークホルダーから存在価値を認められ、さらに、信頼感が持てる企業、安心感を持っていただける企業として支持されることにより、企業価値の向上およびステークホルダーとの共同利益の確保ができるものと考え、次の取組みを実施しております。

①中期経営計画の実施

当社グループは、平成27年度を最終年度とする3ヵ年の中期経営計画「Future' 15」を実施しております。

本中期経営計画「Future' 15」におきましては、グループが一丸となってイノベーションの創出に努め、今後とも国内経済の低成長が続くと想定するなか、「海外戦略の充実」を基本方針とした施策を積極的に展開し、事業環境の変化にもフレキシブルに対応できる事業基盤を構築してまいります。

②株主への利益還元

当社では、株主の皆様に対する配当が、企業の最重要課題の一つであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。従いまして、今後も株主の皆様へ、安心して当社株式を保有し続けていただけるよう、強固な財務体質の構築・維持および一層の収益拡大に努力し、配当の向上に努めてまいります。

また、取締役会の決議による自己株式の取得も株主の皆様への利益還元のための方策として、また機動的な資本政策の一環としても有効と考えており、当社財務および市場の状況を総合的に判断のうえ実施いたしたいと考えております。

③社会的責任の遂行

当社グループは、社会的責任遂行のための行動指針「クラブウグループ倫理綱領」に則り、クラブウCSR委員会のもと、環境への配慮、法令・ルール遵守など誠実かつ公正な企業活動を行うとともに、豊かで健康的な生活環境づくりを目指して、独創的で真に価値のある商品・情報・サービスを提供してまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的のもと、平成25年5月8日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）を導入いたしました。また、同年6月27日開催の定時株主総会において、本プランに対する株主の皆様承認も得ております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを定めるとともに、一定の場合には当社が新株予約権の発行等の対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

(4) 上記(3)の取組みが、上記(1)の基本方針に従い、当社の株主の共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しております。

本プランの有効期間は、平成28年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとしていますが、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で廃止されます。

また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合にも、本プランはその時点で廃止されるものとなっております。

対抗措置の発動等にあたっては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務を執行する経営陣から独立した者のみで構成される独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主および投資家に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

従って、本プランは、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入したものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

以 上

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	94,106	流動負債	64,364
現金及び預金	18,232	支払手形及び買掛金	24,106
受取手形及び売掛金	43,172	短期借入金	26,674
有価証券	1	リース債務	62
商品及び製品	13,607	未払費用	3,285
仕掛品	8,579	未払法人税等	1,155
原材料及び貯蔵品	5,134	繰延税金負債	17
繰延税金資産	1,342	従業員預り金	1,371
その他の	4,338	賞与引当金	1,338
貸倒引当金	△301	事業構造改善引当金	46
		その他	6,307
固定資産	102,167	固定負債	35,661
有形固定資産	54,078	長期借入金	3,804
建物及び構築物	25,855	リース債務	143
機械装置及び運搬具	12,041	繰延税金負債	6,659
土地	14,131	役員退職慰労引当金	189
リース資産	175	退職給付に係る負債	11,381
建設仮勘定	614	長期預り敷金保証金	12,694
その他	1,260	その他	789
無形固定資産	1,034	負債合計	100,026
投資その他の資産	47,053	(純資産の部)	
投資有価証券	42,526	株主資本	84,701
繰延税金資産	1,617	資本剰余金	22,040
退職給付に係る資産	2,007	利益剰余金	47,428
その他の	1,908	自己株式	△2,974
貸倒引当金	△1,006	その他の包括利益累計額	7,480
		その他有価証券評価差額金	14,926
		繰延ヘッジ損益	208
		為替換算調整勘定	△6,394
		退職給付に係る調整累計額	△1,259
		少数株主持分	4,064
		純資産合計	96,247
資産合計	196,273	負債・純資産合計	196,273

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		169,755
売上原価		144,812
売上総利益		24,942
販売費及び一般管理費		22,170
営業利益		2,772
営業外収益		
受取利息及び配当金	860	
持分法による投資利益	40	
その他の他	1,140	2,042
営業外費用		
支払利息	464	
その他の他	531	995
経常利益		3,819
特別利益		
関係会社清算益	41	
固定資産売却益	20	62
特別損失		
貸倒損失	711	
事業構造改善費用	434	
厚生年金基金解散損失	136	
固定資産処分損失	121	
事務所移転費用	39	1,443
税金等調整前当期純利益		2,438
法人税、住民税及び事業税	1,693	
法人税等調整額	△533	1,159
少数株主損益調整前当期純利益		1,278
少数株主利益		55
当期純利益		1,223

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	22,040	18,207	48,642	△2,969	85,920
会計方針の変更による累積的影響額			△1,284		△1,284
会計方針の変更を反映した当期首残高	22,040	18,207	47,358	△2,969	84,636
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,153		△1,153
当 期 純 利 益			1,223		1,223
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	0	69	△4	65
当 期 末 残 高	22,040	18,207	47,428	△2,974	84,701

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 上 延 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	8,874	36	△7,312	△1,562	36	3,605	89,562
会計方針の変更による累積的影響額							△1,284
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,874	36	△7,312	△1,562	36	3,605	88,278
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△1,153
当 期 純 利 益							1,223
自 己 株 式 の 取 得							△4
自 己 株 式 の 処 分							0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,052	171	917	302	7,444	459	7,903
当 期 変 動 額 合 計	6,052	171	917	302	7,444	459	7,968
当 期 末 残 高	14,926	208	△6,394	△1,259	7,480	4,064	96,247

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社は25社（国内15社、海外10社）であり、会社名は次のとおりであります。

倉敷機械(株)	(株) マステイ倉敷
日本ジフィー食品(株)	(株) クラボウテクノシステム
倉敷繊維加工(株)	クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)
(株) クラボウインターナショナル	クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)
(株) 倉敷アイビースクエア	タイ・クラボウ(株)
大正紡績(株)	サイアム・クラボウ(株)
東名化成(株)	(株) クラボウ・マヌガル・テキスタイル
シーダム(株)	広州倉敷化工製品有限公司
エコー技研(株)	香港倉福塑料有限公司
クラボウ関西化成(株)	広州倉福塑料有限公司
(株) クラボウドライビングスクール	台湾倉敷機械股份有限公司
中国化成工業(株)	クラキアメリカコーポレーション
クラボウ工事サービス(株)	

(2) 主要な非連結子会社名

恒栄商事(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社6社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等の額のうち持分に見合う額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社は、1社（恒栄商事(株)）であります。

(2) 持分法適用の関連会社は、1社（タイ・テキスタイル・デベロップメント・アンド・フィニッシング(株)）であります。

(3) 持分法を適用しない主要な非連結子会社名及び関連会社名

(株) アクラベニタマ

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社11社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、倉敷機械㈱の決算日は3月20日、クラシキ・ド・ブラジル・テキスタイル(有)、クラシキ・ケミカル・プロダクツ・ド・ブラジル(有)、タイ・クラボウ(有)、サイアム・クラボウ(有)、(有)クラボウ・マヌンガル・テキスタイル、広州倉敷化工製品有限公司、香港倉福塑料有限公司、広州倉福塑料有限公司及び台湾倉敷機械股份有限公司の決算日は12月31日、クラキアメリカーポレーションの決算日は2月28日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。
その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(イ) デリバティブ

時価法によっております。

(ウ) たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

海外連結子会社は定額法によっております。

(イ) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては主として社内における利用可能期間(5年)、市場販売目的のソフトウェアについては主として見込販売期間(3年)に基づく定額法によっております。

(ウ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(ア) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しております。

(ウ) 事業構造改善引当金

事業の構造改善に伴う損失に備えるため、今後の費用発生見込額を計上しております。

(エ) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

(ア) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

(イ) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建債権・債務
金利スワップ	借入金

(ウ) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場や金利の市場変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

(エ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

(ア) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(イ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、主としてその発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、20年以内で均等償却しております。なお、重要性がないものについては一時償却しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,429百万円増加し、退職給付に係る資産が565百万円、利益剰余金が1,284百万円それぞれ減少しております。

また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は、5.57円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

定 期 預 金	17百万円
原 材 料	248百万円
建 物 及 び 構 築 物	8,169百万円
機 械 装 置	2,835百万円
土 地	5,150百万円
計	16,420百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	3,087百万円
長期借入金 (1年内返済分を含む。)	596百万円
預り敷金保証金 (1年内返済分を含む。)	6,460百万円
計	10,144百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 136,484百万円

3. 保証債務

金融機関等からの借入金に対する債務保証

(株)アクラベニタマ 150百万円

社会福祉法人石井記念愛染園(連帯保証) 1,282百万円

4. 受取手形割引高 307百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当社グループは、当連結会計年度に以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用 途	種 類	場 所	減 損 損 失
バイオメディカル製品 製造設備	工具、器具及び備品、 無形固定資産等	大阪府寝屋川市	※234

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

上記設備については、バイオメディカル事業の業績低迷等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(234百万円)を特別損失「事業構造改善費用」に含めて計上しました。

※減損損失の主な固定資産の種類ごとの内訳

バイオメディカル製品製造設備 234百万円(内、無形固定資産131百万円、工具、器具及び備品88百万円、その他14百万円)

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

上記設備の回収可能価額は使用価値により測定しており、その価額は備忘価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式

246,939,284株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,153百万円	5円	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,153百万円	利益剰余金	5円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金を中心に安全性の高い金融商品で運用し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る信用リスクは、売上債権管理規程に沿ってリスク低減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。

預り敷金保証金は、主として賃貸不動産の取引保証金として賃貸先から預かっております。

なお、デリバティブはデリバティブ取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,232	18,232	－
(2) 受取手形及び売掛金	43,172	43,172	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	39,802	39,802	－
資産計	101,207	101,207	－
(1) 支払手形及び買掛金	24,106	24,106	－
(2) 短期借入金	26,674	26,674	－
(3) 長期借入金	3,804	3,796	△7
(4) 長期預り敷金保証金	12,694	12,130	△563
負債計	67,279	66,708	△571
デリバティブ取引(*)	310	310	－

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（資産）

- (1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（負債）

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金及び(4) 長期預り敷金保証金

長期借入金及び長期預り敷金保証金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(デリバティブ取引)

①ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
原則的処理方法 (*) 1	為替予約取引 売建	米ドル 売掛金 米ドル 買掛金 ユーロ 買掛金 人民元 買掛金	1,126	—	△9
	米ドル 買建				
	米ドル 買掛金				
	ユーロ 買掛金				
	人民元 買掛金				
為替予約の振当処理	為替予約取引 売建	米ドル 売掛金 ユーロ 売掛金 米ドル 買掛金 ユーロ 買掛金	1,616	—	(*) 2
	米ドル 買建				
	ユーロ 買掛金				
	米ドル 買掛金				
	ユーロ 買掛金				

(*) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金・買掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,721
その他	3

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設、遊休地などを所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
13,434	47,375

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額(不動産鑑定時からの調整を含む。)であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 399円65銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 5円30銭 |

(備考) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,912	流動負債	31,251
現金及び預金	9,454	支払手形	3,566
受取手形	5,251	買掛金	12,486
売掛金	19,278	短期借入金	6,694
商品及び製品	5,804	繰上り入金	38
仕掛品	3,727	未払金	1,012
原材料及び貯蔵品	1,376	未払費用	1,830
前渡金	156	未払法人税等	411
前払費用	40	前払受取金	2,014
繰延税金資産	767	賞与引当金	1,105
未収入金	2,809	事業構造改善引当金	669
その他の金	466	事業員預り金	46
貸倒引当金	△222	設備関係支払手形	1,371
固定資産	91,866	固定負債	27,988
有形固定資産	30,189	長期借入金	800
建物	16,510	繰上り借入金	91
構築物	1,842	繰延税金負債	6,840
機械及び装置	3,969	退職給付引当金	7,000
車両運搬具	6	資産除去債務	31
工具、器具及び備品	602	長期預り敷金	12,600
土地	6,915	その他の	624
リース資産	124		
建設仮勘定	216	負債合計	59,239
無形固定資産	200	(純資産の部)	
借地権	19	株主資本	66,646
ソフトウェア	141	資本金	22,040
その他の	40	資本剰余金	18,207
投資その他の資産	61,476	資本準備金	15,255
投資有価証券	40,125	その他の資本剰余金	2,951
関係会社株	18,476	利益剰余金	29,373
出資金	0	利益準備金	4,090
長期貸付金	236	その他利益剰余金	25,282
前払年金費用	2,214	配当準備金	1,500
その他の	518	従業員保護基金	330
貸倒引当金	△95	特別償却準備金	17
資産合計	140,779	固定資産圧縮積立金	4,730
		別途積立金	14,000
		繰上り利益剰余金	4,704
		自己株式	△2,974
		評価・換算差額等	14,892
		その他有価証券評価差額金	14,810
		繰延ヘッジ損益	82
		純資産合計	81,539
		負債・純資産合計	140,779

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	90,549
売 上 原 価	77,780
売 上 総 利 益	12,769
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,789
営 業 利 益	980
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,125
そ の 他	926
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	225
そ の 他	338
経 常 利 益	2,468
特 別 利 益	
関 係 会 社 清 算 益	41
固 定 資 産 売 却 益	20
特 別 損 失	
事 業 構 造 改 善 費 用	434
固 定 資 産 処 分 損	113
事 務 所 移 転 費 用	39
税 引 前 当 期 純 利 益	1,943
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	650
法 人 税 等 調 整 額	△309
当 期 純 利 益	1,602

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計		
	資 本 金	資 本 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金 合計	利 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (※)	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	22,040	15,255	2,951	18,207	4,090	26,118	30,208	△2,969	67,486	
会計方針の変更による累 積的影響額						△1,284	△1,284		△1,284	
会計方針の変更を反映した 当期首残高	22,040	15,255	2,951	18,207	4,090	24,833	28,924	△2,969	66,202	
当 期 変 動 額										
特別償却準備金の取崩						—	—		—	
税率変更による増加額						—	—		—	
固定資産圧縮積立金の積立						—	—		—	
固定資産圧縮積立金の取崩						—	—		—	
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩						—	—		—	
剰余金の配当						△1,153	△1,153		△1,153	
当 期 純 利 益						1,602	1,602		1,602	
自己株式の取得								△4	△4	
自己株式の処分			0	0				0	0	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)										
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	448	448	△4	444	
当 期 末 残 高	22,040	15,255	2,951	18,207	4,090	25,282	29,373	△2,974	66,646	

(※) その他利益剰余金の内訳

	そ の 他 利 益 剰 余 金							
	配当準備 積立金	従 業 員 保護基金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	1,500	330	20	4,596	29	14,000	5,641	26,118
会計方針の変更による累 積的影響額							△1,284	△1,284
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,500	330	20	4,596	29	14,000	4,357	24,833
当 期 変 動 額								
特別償却準備金の取崩			△3				3	—
税率変更による増加額			0	235			△236	—
固定資産圧縮積立金の積立				40			△40	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△141			141	—
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩					△29		29	—
剰余金の配当							△1,153	△1,153
当 期 純 利 益							1,602	1,602
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△3	134	△29	—	347	448
当 期 末 残 高	1,500	330	17	4,730	—	14,000	4,704	25,282

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	8,826	△1	8,825	76,311
会計方針の変更による累 積的影響額				△1,284
会計方針の変更を反映した 当期首残高	8,826	△1	8,825	75,027
当 期 変 動 額				
特別償却準備金の取崩				—
税率変更による増加額				—
固定資産圧縮積立金の積立				—
固定資産圧縮積立金の取崩				—
固定資産圧縮特別勘定 積立金の取崩				—
剰余金の配当				△1,153
当 期 純 利 益				1,602
自 己 株 式 の 取 得				△4
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	5,984	83	6,067	6,067
当 期 変 動 額 合 計	5,984	83	6,067	6,511
当 期 末 残 高	14,810	82	14,892	81,539

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度負担額を計上しております。

(3) 事業構造改善引当金

事業の構造改善に伴う損失に備えるため、今後の費用発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権・債務

(3) ヘッジ方針

社内管理規程に基づき、為替相場の変動によるリスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機目的のものはありません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が1,429百万円増加し、前払年金費用が565百万円、繰越利益剰余金が1,284百万円それぞれ減少しております。

また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は、5.57円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

定 期 預 金	17百万円
建 物	6,269百万円
土 地	527百万円
計	6,814百万円

上記資産は、預り敷金保証金(1年内返済分を含む。)6,460百万円ほかの担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 76,394百万円

3. 保証債務

金融機関等からの借入金等に対する債務保証

(株)クラボウ・マノンガル・テキスタイル	3,154百万円
(株)アクラベニタマ	150百万円
社会福祉法人石井記念愛染園(連帯保証)	1,282百万円
計	4,587百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短 期 金 銭 債 権	3,722百万円
短 期 金 銭 債 務	4,089百万円
長 期 金 銭 債 権	236百万円
長 期 金 銭 債 務	88百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	7,527百万円
営業費用	15,713百万円
営業取引以外の取引高	984百万円

2. 減損損失

当社は、当事業年度に以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
バイオメディカル製品製造設備	工具、器具及び備品、無形固定資産等	大阪府寝屋川市	※234

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

上記設備については、バイオメディカル事業の業績低迷等により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額（234百万円）を特別損失「事業構造改善費用」に含めて計上しました。

※減損損失の主な固定資産の種類ごとの内訳

バイオメディカル製品製造設備 234百万円（内、無形固定資産131百万円、工具、器具及び備品88百万円、その他14百万円）

(3) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングを行っております。

(4) 回収可能価額の算定方法

上記設備の回収可能価額は使用価値により測定しており、その価額は備忘価額により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	16,280,438株
------	-------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	220百万円
事業構造改善引当金	15百万円
未払事業税	52百万円
たな卸資産評価損	260百万円
退職給付引当金	2,465百万円
有価証券評価損	629百万円
減価償却超過額	132百万円
減損損失(土地)	239百万円
その他	581百万円
小計	4,598百万円
評価性引当額	△866百万円
繰延税金資産計	3,731百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△565百万円
固定資産圧縮積立金	△2,249百万円
その他有価証券評価差額金	△6,940百万円
その他	△48百万円
繰延税金負債計	△9,804百万円
繰延税金負債の純額	△6,072百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	353円51銭
2. 1株当たり当期純利益金額	6円95銭

(備考) 金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月25日

倉敷紡績株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 原 健 二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲 下 寛 司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、倉敷紡績株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

倉敷紡績株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原 健二 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲下 寛司 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、倉敷紡績株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第207期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第207期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

倉敷紡績株式会社 監査役会

常勤監査役 上 田 睦 治 ㊟

常勤監査役 原 田 健 ㊟

社外監査役 津 田 和 明 ㊟

社外監査役 宮 二 朗 ㊟

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第207期剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する配当を企業の最重要課題のひとつであるとの認識に立ち、継続的・安定的な利益還元を基本としております。配当決定に際しましては、収益状況、企業体質、配当性向等を総合的に勘案し、中・長期的な観点から決定していく方針であります。

当事業年度の期末配当につきましては、当社を取り巻く経営環境はきびしい状況ではありますが、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

- ①配当財産の種類
金銭といたします。
- ②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金5円 総額1,153,294,230円
- ③剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

第2号議案 取締役1名選任の件

取締役 井上晶博氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	当社株式数 所有数
井上晶博 (昭和23年8月11日生)	昭和46年4月 入社 平成13年6月 取締役 平成15年6月 常務取締役 平成18年6月 代表取締役・専務取締役 平成19年6月 代表取締役・取締役社長 平成26年6月 代表取締役・取締役会長 (現任)	146,000株

(注) 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

【社外取締役を置くことが相当でない理由】

社外取締役につきまして、当社は、精力的にその人選に努めましたところ適任の候補者を得ることができ、同候補者からは就任の内諾もいただいております。そのため、当社は、平成27年6月26日開催予定の第207回定時株主総会に社外取締役選任議案を提出する予定でありましたが、同年5月初旬、同候補者より、ご本人のやむを得ない事情により社外取締役候補者となることを辞退する旨の申出を急遽受けるに至りました。かかる申出から本定時株主総会招集ご通知の発送までの間において、同候補者に代わる適任者を選定することは時間的に極めて困難であったことから、当社は、本定時株主総会には社外取締役選任議案を提出していません。

当社は今後とも、社外取締役の選任について、候補者の選定に努めてまいります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 津田和明、宮 二郎の両氏が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また上田睦治氏が同じく監査役を辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
1	宮 二郎 (昭和32年4月5日生)	昭和56年10月 (株)大和 入社 昭和62年5月 同社 取締役 平成元年5月 同社 常務取締役 平成5年5月 同社 専務取締役 平成9年5月 同社 代表取締役・取締役副社長 平成11年5月 同社 代表取締役・取締役社長(現任) 平成23年6月 当社 監査役(現任) 重要な兼職の状況 (株)大和 代表取締役・取締役社長	0株

候補者 番号	氏 (生年月日) 名	略歴、地位および重要な兼職の状況	当社株式 所有数
2	※ 茂 木 鉄 平 (昭和33年10月17日生)	昭和58年4月 伊藤忠商事(株) 入社 昭和61年3月 同社 退職 平成元年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 大江橋法律事務所 入所 平成4年7月 クリアリー ゴットリーブ スティーン& ハミルトン法律事務所 (Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton LLP) ブラッセル・オフィス勤務 平成5年1月 デ ブラウ ブラックストーン ウエスト ブロウク公証人・弁護士事務所 (De Brauw Blackstone Westbroek) ロッテルダム・オフィス勤務 平成6年4月 大江橋法律事務所 パートナー(現任) 平成14年8月 弁護士法人大江橋法律事務所 社員(現任) 平成16年4月 関西学院大学ロースクール(法科大学院) 教授 平成21年6月 塩野義製薬(株) 社外取締役(現任) 平成22年4月 関西学院大学ロースクール(法科大学院) 非常勤講師(現任) 平成26年8月 (株)ニイタカ 社外監査役(現任) 重要な兼職の状況 塩野義製薬(株) 社外取締役 (株)ニイタカ 社外監査役	0株

(注) ①各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。

②※印は、新任の監査役候補者であります。

③社外監査役に関する事項

ア. 宮 二郎氏、茂木鉄平氏は社外監査役候補者であります。

両氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしております。宮 二郎氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として指定し、茂木鉄平氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

なお、「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

イ. 宮 二郎氏を社外監査役候補者とした理由

宮 二郎氏は、長年にわたり経営に携わった経験を持たれており、社外監査役として客観的かつ独立した立場から、取締役の職務の執行を適正に監査していただくことができると考えております。

ウ. 茂木鉄平氏を社外監査役候補者とした理由

茂木鉄平氏は、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を持たれており、公平かつ公正な視点から取締役の職務の執行を適正に監査していただくことができると考えております。

エ. 社外監査役に就任してからの年数は、次のとおりであります。

宮 二郎氏 4年

④社外監査役との責任限定契約について

当社は、宮 二郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、茂木鉄平氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる事態に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	当社株式数 所有数
山尾哲也 (昭和26年9月22日生)	昭和59年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 阪神法律事務所 入所 平成3年4月 ときわ総合法律事務所 設立 平成16年4月 山尾法律事務所 設立 現在に至る。	0株

(注) ①山尾哲也氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

②山尾哲也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」の要件を満たしており、また東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の要件も満たしておりますので、同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

なお、「社外役員の独立性に関する基準」につきましては、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kurabo.co.jp/finance/governance.html>) に掲載しております。

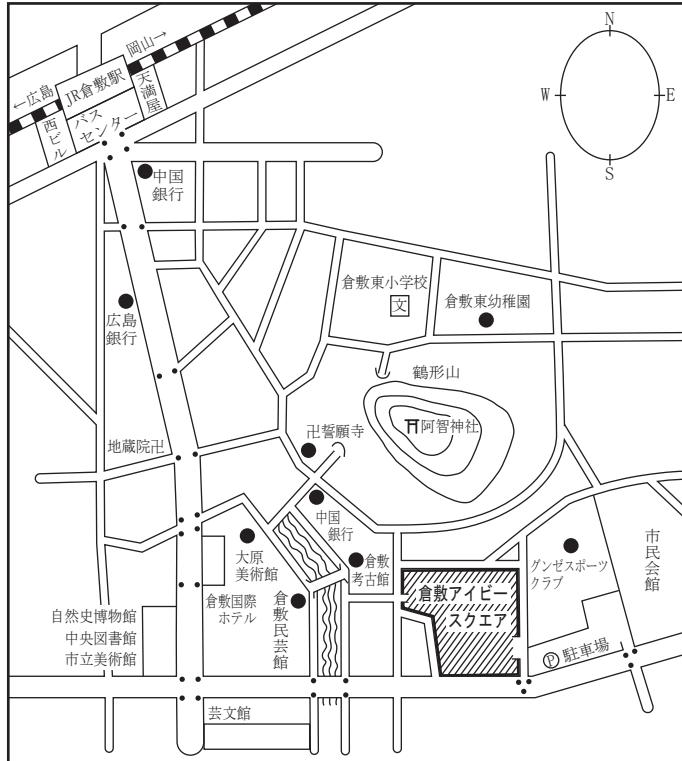
③山尾哲也氏は、弁護士として長年にわたり企業法務に携わった経験を持たれており、公平かつ公正な視点から取締役の職務の執行を適正に監査していただくことができると考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

④山尾哲也氏が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額といたします。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 岡山県倉敷市本町7番2号
倉敷アイビースクエア



※JR西日本山陽本線倉敷駅下車
徒歩約15分